西宮市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定取消し処分等に関する要綱

（西宮市上下水道局訓令第１号）
（令和５年５月１５日）

西宮市上下水道局指定給水装置工事事業者の違法行為に対する処分等の基準等に関する要綱（平成１６年西宮市水道局訓令第１１号）の全部を改正する。

（目的）

第１条　この要綱は、西宮市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成９年西宮市水道局管理規程第７号。以下「規程」という。）第７条の規定による指定の取消し及び第８条の規定による指定の効力の停止（以下これらを「指定の取消し等」という。）の処分の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（違反行為の調査、報告等）

第２条　給水装置課長（以下「課長」という。）は、西宮市水道事業給水条例（昭和３３年西宮市条例第３３号）第７条第１項に規定する指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が規程第７条各号に該当する違反行為（以下「違反行為」という。）を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行う。

２　課長は、前項の調査において指定工事業者による違反行為の事実を確認したときは、直ちに当該指定工事業者に当該違反行為を是正するよう指導する。

３　課長は、当該指定工事業者にてん末書の提出を求めるとともに、報告書を作成する。

（文書による注意）

第３条　課長は、違反行為の内容を検討し、当該違反行為が指定の取消し等の処分を行うには至らない場合であっても、当該違反行為の再発を防止するため注意等を促すことが必要と認めるときは、当該指定工事業者に対し、文書による注意を行うことができる。

（管理者への報告等）

第４条　課長は、違反行為の内容を検討し、指定の取消し等の処分が必要と認めるときは、西宮市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に報告し、規程第２０条に規定する西宮市上下水道局指定給水装置工事事業者審査委員会（以下「委員会」という。）の開催の要否について、意見を具申するものとする。

（委員会への諮問等）

第５条　管理者は、違反行為の内容が指定の取消し等の処分に相当すると認めるときは、委員会に諮らなければならない。

２　指定の取消し等の決定は、委員会の審議結果に基づき管理者が行う。

（意見陳述のための手続）

第６条　管理者は、違反行為の内容が指定の取消し等の処分に相当すると認めるときは、委員会の開催前に、行政手続法（平成５年法律第８８号）、西宮市行政手続条例（平成９年西宮市条例第１３号）及び西宮市上下水道局聴聞手続に関する規程（平成６年西宮市水道局管理規程第８号）に定めるところにより、当該処分の名あて人となるべき者に対し、弁明の機会の付与又は聴聞の手続を行うものとする。

２　聴聞は、課長が主宰する。

３　聴聞を終結したときは、課長は、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び処分案を作成し、管理者に報告する。

（処分の通知）

第７条　管理者は、指定の取消し等の処分を決定したときは、被処分者に対し、書面により当該処分の通知を行うものとする。

２　管理者は、指定の取消し等の処分を行った場合には、規程第９条の規定に基づき公示を行う。

（給水装置工事主任技術者に対する措置）

第８条　管理者は、水道法（昭和３２年法律１７７号）第２５条の４に定める給水装置工事主任技術者が、水道法に違反する行為があったと認めるときは、その旨を厚生労働大臣に報告するものとする。

（処分等の基準）

第９条　この要綱に定める違反行為に関する処分等の基準は、別表のとおりとする。

付　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和５年６月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の実施の日前にした違反行為に関する処分等の基準の適用については、なお従前の例による。

別表（第９条関係）
「指定給水装置工事事業者の違反行為に関する処分等の基準」

違反項目	水道法根拠条文	水道法関係法令条文		No.	処分事由	処分内容
指定要件違反	第25条の11第１項第１号	第25条の３第１項第１号	施行規則第21条	1	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき。	指定取消し
		第１項第２号	施行規則第20条	2	厚生労働省令で定める機械器具を有しなくなったとき。	指定取消し
		第１項第３号イ		3	心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるものであることが判明したとき。	指定取消し
		第１項第３号ロ		4	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第１項第３号ハ		5	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり又は刑の執行を受けることがなくなった日から２年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第１項第３号ニ		6	指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者であることが判明したとき。	指定取消し
		第１項第３号ホ		7	業務に関し不正又は不誠実な行為をしたとき。 （下記①～⑤参照）	
				①	無断通水、メータの不正使用をしたとき。	指定取消し又は指定停止６か月以下
				②	道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき。	指定停止 ６か月以下
				③	施工上の安全管理を怠り、死傷者を出し、又は被害を与えたとき。	指定停止 ６か月以下
				④	管理者の承認を受けないで工事を施行したとき又は工事完成後管理者の検査を受けなかったとき。	指定停止 ６か月以下
				⑤	その他の不正又は不誠実な違反行為をしたとき。	指定停止 ６か月以下
		第１項第３号へ		8	法人であって、その役員の内に上記３～７までのいずれかに該当する者がいることが判明したとき。	指定取消し
給水装置工事主任技術者選任等義務違反	第25条の11 第１項第２号	第25条の４第２項	施行規則第21条 第１項及び第２項	9	給水装置工事主任技術者の選任又は解任の届出をしないとき。	指定取消し
		第１項	第３項	10	給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務に支障があるとき。	指定停止 ３か月以下
届出義務違反	第25条の11 第１項第３号	第25条の７	施行規則 第34条 第35条	11	事業所の名称及び所在地、連絡先等の変更届を提出しないとき。	指定取消し
				12	休止届、廃止届、再開届を届出しないとき。	指定取消し
				13	上記11、12について虚偽の届出をしたとき。	指定取消し
事業の運営基準違反	第25条の11 第１項第４号	第25条の８	施行規則 第36条第１号	14	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき。	指定停止 １か月以下
			第２号	15	配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メータまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、かつ、その者に該当工事に従事する他の者を実施に監督させないとき。	指定停止 １か月以下
			第３号	16	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき。	指定停止 ６か月以下
			第５号イ	17	水道法施行令第６条に規定する基準に適合しない給水装置を設置したとき。	指定停止 ６か月以下
			第５号ロ	18	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき。	指定停止 ３か月以下
			第６号	19	指定した給水装置工事主任技術者に、施行した給水装置ごとに工事記録を作成させなかったとき又は当該記録をその作成の日から３年間保管しなかったとき。	指定停止 ３か月以下
工事施行に関する義務違反	第25条の11 第１項第５号	第25条の９		20	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち会わせないとき。	指定停止 ３か月以下
	第１項第６号	第25条の10		21	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき。	指定停止 ３か月以下
	第１項第７号			22	施行した給水装置工事が水道施設の機能に障害を与え又は与えるおそれが大きいとき。	指定停止 ６か月以下
不正申請	第25条の11 第１項第８号	第16条の２ 第１項		23	不正の手段により指定給水装置工事事業者として指定を受けたとき。	指定取消し

備考：処分内容は各項目とも全て指定取消要件となっているが、情状酌量すべき特段の事由があるときの最大の罰則（期間）を示している。